

土木森林環境委員会会議録

日時 令和元年9月30日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後2時06分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 宮本 秀憲
副委員長 市川 正末
委員 望月 勝 白壁 賢一 大柴 邦彦 遠藤 浩
土橋 亨 藤本 好彦 鷹野 一雄

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 丹澤 尚人 林務長 島田 欣也
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 金子 景一
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 増田 義昭
森林環境総務課長 前島 斉 大気水質保全課長 渡辺 延春
環境整備課長 河西 博志 みどり自然課長 関 尚史
林業振興課長 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀
治山林道課長 山田 秋津

県土整備部長 丹澤 彦一
県土整備部理事(次長事務取扱) 大儀 健一
県土整備部理事 雨宮一彦
県土整備部技監 清水 敬一郎 県土整備部技監 鶴田 仁
総括技術審査監 渡井 攻
県土整備総務課長 入倉 博文 景観づくり推進室長 深澤 修一
建設業対策室長 小俣 謙 用地課長 風間 浩
技術管理課長 有泉 修 道路整備課長 飯野 照久
高速道路推進課長 秋山 久 道路管理課長 山本 修
治水課長 清水 宏 砂防課長 越智 英人
都市計画課長 若尾 洋一 下水道室長 岸川 浩
建築住宅課長 村松 恵 住宅対策室長 大澤 光彦
営繕課長 久保寺 淳

議題 (付託案件)

- ※第90号 山梨県手数料条例中改正の件
- ※第95号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例中改正の件
- ※第102号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第103号 令和元年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第104号 令和元年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第106号 契約締結の件

※第107号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部、県土整備部の順により行うこととし、午前10時3分から午前11時16分まで森林環境部関係、午前11時30分から午後2時5分（途中、午前11時54分から午後1時10分まで休憩をはさんだ）まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第95号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第102号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(不法投棄防止対策事業費について)

遠藤委員 まず、森の2ページですね。不法投棄防止対策事業費ということで、これは既定予算が2,000万円余りで、補正額が4,000万円ということで、補正額のほうが非常に多くなっているということが大変気になります。説明の中で1つは行政代執行ということ、それから硫化水素が発生したということだと思いますけれども、改めてこの行政代執行にまで至る経過について伺います。

河西環境整備課長 この代執行工事の実施に至る経過についてでございますが、この場所において約2万立米の産業廃棄物が野積み放置されており、その中から高濃度の硫化水素ガスが発生し、生活環境保全上の支障が生じるということで、行政代執行工事に踏み切ったところでございます。

工事の具体的な内容につきましては、高濃度の硫化水素の発生原因となっております産業廃棄物を、セメント固化剤とそれから強度を高める効果を持つベントナイトという材料をまぜて攪拌し、まぜ合わせたものを現場内において重機等で成型し、締め固めるものでございます。

この安定処理工という作業を繰り返し行い、現場の中で高さ5メートルから高いところで8メートル程度の構造物に形成し、最後にモルタルを吹きつけて硫化水素の発生抑制、封じ込めを図るものでございます。

それから、委員の説明の冒頭のところで、既定予算額2,012万1,000円でございますけれども、これにつきましては、監視パトロールなどの不法投棄防止対策に要する予算でございますが、この代執行工事の本体予算は、平成

30年度当初予算で約6億4,000万円程度計上して、これを本年度に繰り越してございます。

遠藤委員 平成30年度に6億円がこの事業に充たるということで、それにさらに4,000万円計上をするということではよろしいですか。

河西環境整備課長 はい。

遠藤委員 わかりました。大変な金額がかかっているということですが、代執行をするということは、相手方もあろうかと思えます。その辺はどういう話し合いがなされているのでしょうか。

河西環境整備課長 代執行工事の相手方につきましては、対象が3事業者、3法人、それから3法人の代表取締役でございますけれども、そこに残置されている産業廃棄物の撤去を行うための命令をかけたままの状態でございますので、措置命令という命令をかけたところでございますが、措置命令期限を過ぎても撤去が進まなかったこと、一部撤去が進んだ部分もございましたが、その撤去が最終的に完全に撤去されるまでの見通しが全く立たなかったという状況を踏まえまして、行政代執行工事に踏み切ったものでございます。

遠藤委員 対象者が3法人あって、今の話だと相当悪質だと思うのですが、今後代執行した請求をしていくという運びになると思うのですが、この辺についてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

河西環境整備課長 まず、原因者に対しては、工事が終わった時点で、工事費が確定いたしますので、その時点以降から原因者に対して資産調査等を行います。資産調査と並行して、そのかかった経費について、3者連帯責任を持ってございますので、強力に回収作業に努めていく考えでございます。

遠藤委員 もう一つ気になるのは、硫化水素の発生ということですが、近隣の方々なんかからも風向きによっては生活にも支障があるような話も聞いているのですけれども、この硫化水素の発生原因みたいなものは、当局は把握されているのでしょうか。

河西環境整備課長 硫化水素の発生原因につきましては、対象となっている産業廃棄物が、主に下水道汚泥や、さまざまな汚泥類ですが、その中に廃石こうボードがまじっておりまして、廃石こうボードと汚泥がまじる中で、土中で嫌気性の状況になると、硫化水素ガスが発生をするという、そういった化学的反応を起こすという構造になってございます。

遠藤委員 廃石こうボードが発生原因ではないかということですが、その廃石こうボードが産廃の中で放置されているような箇所というのは、今の話だと県内のほかにもあるように思うのですが、その辺の調査はされたのでしょうか。

河西環境整備課長 廃石こうボードにつきましては、一般的に最終処分場で処分されるものと考えております。山梨県内の他の状況を当時調べたかどうかということは、申しわけありません、手元に資料がございませんので、その点につきましては、また確認して御説明いたしたいと考えております。

(同日中に、執行部から資料が追加で席上配付された。)

遠藤委員 最終処分場へ持ち込むものかどうかということですが、そうすると、最終処分場でも硫化水素の発生があると考えられるのですけれども、その辺は最終処分場のほうでは把握されているのでしょうか。

河西環境整備課長 基本的に廃石こうボードが処分場内において嫌気性の状態になった場合には、硫化水素ガスが発生するという認識はされているところでございます。

遠藤委員 わかりました。もし県内類似施設なんかでもそういうことが心配されるので、また確認をしていただきたいと思います。
それから、本題に戻りますけれども、セメントで固定をして壁をつくるという意味ですか。ちょっとその辺がよくわからなかったのですが、説明いただけますか。

河西環境整備課長 先ほども御説明いたしましたとおり、廃棄物とセメントとベントナイトという固めるための効果を持つ3つの材料を混合いたしまして、壁といいますか、台形状の構造物を現地に建設するという格好になります。

遠藤委員 汚染物質と一緒に練り込んでまぜて封じ込めをするという意味ですか。わかりました。そうですね、地域の方々からは、かなり時間がかかっているのではないかという指摘もされておりますが、一日も早い行動を起こしてもらいたいと思います。その辺、今回の補正を得て、どういう日程で進んでいくのか、お伺いいたします。

河西環境整備課長 工事につきましては、特殊な工事でもございまして、工期を一度延長した経緯もあります。ということで、最終的な完成は明年2月中旬までを予定してございます。

しかしながら、最近では工事の進捗も進んでございまして、住民の方々が悩まされていた、においの出る作業につきましては、早ければ今週中にも終了する予定でございまして、工事自体も不測の事態が生じない限り、工期に対して余裕を持って完成するのではないかと想定をしております。

ただ、いずれにいたしましても、現場から発生する悪臭については、さまざまな対策を講じてきておりますが、周辺住民の皆様にご迷惑をおかけしていることについては、大変申しわけなく思っております。

大柴委員 今説明を聞いたわけですが、今月中には、においがおさまるということで、これは本当にありがたいなと思います。ただ、コンクリで固めたわけですが、それが何年か後には、やっぱり劣化する可能性があると思うのですが、県としてはそれをどのような体制で管理をしていって、そして、何年後ぐらいがこの寿命かという考えを持っているのですか。

河西環境整備課長 現地に形成された構造物につきましては、これは代執行工事ということで、あの構造物の所有者につきましては、原因者が所有することになります。県の代執行工事は生活環境保全上の支障を取り除く作業をしたということでございますので、そういう解釈になります。

今後これがあの状態で何年、耐用年数等があるかということでございますが、内部で封じ込めることによって、新たに硫化水素ガスが発生しないという考え

のもと、いろいろな有識者の皆様からの御助言をいただいて、こういった工法にしたわけですが、今後につきましては、定期的に状況を監視する中で、もし何か不都合な状態が生じたときには、その際に対応を考えていきたいと考えてございます。

大柴委員 定期的にとのことですけど、やはりきちんと県としても、3カ月に1回見るとか、最低そういうふうを決めおいて、もし何かあったときには、また特別にしっかり見るというような形、そしてはっきり言って、もう一つこれは県がやるのか、市がやるのか、その辺はいかがなのか。私はやっぱり県がしっかりやってもらって、同時に市が管理もやるのが一番いいと思うんですけど、その辺のところはいかがですか。

河西環境整備課長 基本的に定期監視については県が行う考えでございますが、その頻度につきましては、また構造物が完成した時点で、いろいろな皆さんに御意見を聞きながら、その頻度について考えていきたいと思っております。また、その結果については、委員の皆様に対しても改めて御説明したいと考えております。

白壁委員 具体的にどういう方法で封じ込めるのかというのが、ちょっとわかんないのだけど、いわゆるモルタルの吹きつけをして、それだけで封じ込めるということでしょうか。

河西環境整備課長 モルタルにつきましては、形成された構造物の一番最後の工程として、最終的に吹きつけるものでございまして、一番肝心な作業といたしましては、産業廃棄物から硫化水素ガスが発生しないように、汚泥をセメントとベントナイトでまぜ合わせて固めることによって、硫化水素ガスの発生を封じ込めるという目的で行ってございます。

白壁委員 それでは、そのセメントを攪拌して、その下のところでも抑えて、なおかつ上からモルタルの吹きつけをするということか。それでクラックが入って、また雨水が入って、それで H_2S が発生する可能性はないのか。

河西環境整備課長 外部に吹きつけるモルタルにつきましては、これは念のために行う作業でございまして、仮にモルタルにひびが発生して、そこから雨水が浸透しても、3種類のをまぜ合わせて固めたものに、水が浸透するという事は考えてございません。

白壁委員 わかってないよね。要はその H_2S が発生する、ガスが発生するということは、そのときには下からガスが出てくるんだよね。それが絶対に外に出ないようにするという事は100%不可能だよ。今度それがまた雨と重なってくると、これが今度流れ出す。だから、本来からいうと、これは封じ込めというのはなかなか難しい。自然由来の何とかだといいのだけれど、こういった化学的な反応を起こしたものの、いわゆる石こうボード、これが反応を起こすことによって、そこでガスが出る。ガスが出ることによって、そこで水と今度融合すると、今度それが汚れた危険な水になる。だから、当初はそこに側溝をつけたりして、流れ出ないようにしようといったのだけれど、今回はガスだけしか言ってないから、万が一出たときには、それが反応して水になっていったときには、雨水対策もしなければならない。

根本は撤去しなければだめ。行政代執行というのはいろいろな方法があるけ

ど、撤去も行政代執行の一番大きなところだよ。それをとりあえずあるものを置いて、どこの有識者だかよくわからないけど、そういった人の意見を聞いて、財政的にも厳しいから、この程度でおさめましょうねというところで決めたのが今回だろうな。

大体、万が一のときには、これに地方財政措置というのはあるのかな。相手が倒産、解散、民事、会社更生のときにはお金を取れない。多分その土地も調べてあると思うけど、そういったところで、今度はいろいろな絡みで、いろいろなものが重複しながら、権利関係とかいろいろなものがあると、これを売却処理しようといっても無理だろう。この会社は個人のこういう人が代表で、その連帯保証はありません、今回破産宣告しますといったときには、お金が取れない。そのときに、国の措置だとか、そういうものはあるのかな。

河西環境整備課長 現在行っている工事予算につきましては、以前の委員会でも御説明をさせていただいたとおり、この代執行工事に対して助成を行う、産業廃棄物処理振興財団から7割の助成をいただいております。残り3割の中から、特別交付税として8割をいただける可能性がございます。

白壁委員 ということ、今回は優先的に取ろうと思ったけど、この程度しか取れないから、この程度の処理で終わりにしようと、そういうことだね。本来であれば、そのお金をフルに使ってでも、全てを撤去して、有害物であろうと思われるもの、これは全部撤去するのが当たり前のこと。

だから、その基金というのが限られた中でいって、全国いろいろあるから、山梨県が優先的に取ろうと思っても取れないから、この程度でやるにはこの程度でおさめるしかないということが表に出ると、今度は地域住民が不安に思う。だから、そういったところを、ちゃんと表に取り出していかないと。本当に完璧にするのだったら、本来ならこれは全部撤去だよ。これでは防ぎ切れないもの。だから、そのために監視していきますと。監視していって、それではそのときにまた何かあったら誰がまたやるのか。そのときにはまた基金の中から使わせていただいて、またそのときには場当たりの対処しますと。においはもとから断たなければだめだ。

もう今回はしょうがないね。こういうことで1回やってみるということだからだけど、本来であれば完璧なものにするのが当然のこと。わかっているから言っているのだけど。皆さんの苦労もわかる。わかるけど、やるときにはちゃんとやらないと。もとから断たなければだめだよ。

とりあえず、今回はこれでやって、監視を強化しながら、完璧なものとしてつくり上げていって、流れ出すものもしっかりと処理できる方法を考えて、少しでも安全を長引かせるようにするしかないということだ。このまま置いとくわけにはいかない。これは長い年月かかっているんだもん。だから、皆さんの考え方を本当は変えてもらいたいけれど、いろいろなものがあるからだけど、完璧なものにして、よく調査をしながら、もう一度そういう化学の識者とも話をしたりして、あとは毎年毎年基金の情報をとりながら、できることはしっかりとしながら、県費を投入するべきものはする、しょうがない。過去のやつは本当に失敗だらけだから。土地を買ってみたら、そこどころがごみだらけの土地を買ったり、そんなことばかりやっている。だから、ちゃんとその辺をしっかりと確認しながら、しっかりとしたものをつくってほしい。

河西環境整備課長 ただいまの委員の御指摘に従いまして、周辺住民の皆さんが、今後も不安に感じないように、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

(県産材供給システム強化対策事業費補助金について)

望月(勝)委員 森の4ページ、ここに新規で県産材供給システム強化対策事業費補助金。県産材の活用に対しては非常に期待をするところです。来年度のオリンピック・パラリンピック等の宿舎等へも県産材を県から大分送り込んだということも聞いたのですが、今非常に森林の荒廃も多いということで、こういうものに対しても、今この新しい事業が出てきたのですが、これがこの9月補正で出てきたということは、これは国からのこういう事業も一緒になって県との連携の中で始めたものですか。そこをちょっと聞きたいです。

鷹野林業振興課長 本事業につきましては、本県の県産材が県内住宅などに使われていないという実態を踏まえて、流通体制の強化をするということで、国の補助制度ではなく、県の単費事業として計上させていただいているところでございます。

望月(勝)委員 県単費でこの事業を新規で起こしたということですが、この県産材の活用が今の説明だと、余り利活用がされてないと。そういうことの中で、この事業が始まったということだけでも、県内の活用状況をどの程度調査しているのか、その辺の状況がわかりましたら、教えていただけますか。

鷹野林業振興課長 まず、県内で生産される木材の用途別の割合ですけれども、全国でいいますと、製材用が約6割となっていますけれども、県内においては10%程度ということで、付加価値の高い製材用途への利用が少ないという状況でございます。

また、県内の製材工場も減少の傾向にあって、今24カ所というところですが、この製材品のうち、全国では製材の8割が建築用材でございますけれども、県内の製材品については、土木・梱包資材が多くて、建築に使われているのが3割程度という状況でございます。

望月(勝)委員 今の説明だと、建築用材が3割ぐらい、土木資材というものがほとんどだというような説明でありましたけど、今当然建築用材は、県外へもかなり出ていると思うのですが、特に製材工場は少なくなっているけど、森林組合等も中心で、製材工場を持っているところもありますけど、そんな事業的なものを含めた中で、県内、県外的なそういう県産材の活用方法、利用用途等がわかりましたら、教えてもらいたいのですが。

鷹野林業振興課長 昨年、県内で生産をされた木材が20万1,000立方でございます。国が全国の製材所を中心に調査をかけているのですが、そのデータだと、県外で加工されたものは、そのうち2万3,000立方という状況でございます。

望月(勝)委員 そういった森林事業者やグループの人のやはりやる気を起こすというのか、そうした県産材をここでもう一度見直して、しっかりここで県の単独事業としてやっていこうという、そういう期待は私たちも大きく持っているわけですが、これをいかに生かしたものにできるのか、その辺について具体的な計画、手順というものを教えてもらいたいのですが。

鷹野林業振興課長 まず、本事業の手順でございますが、本事業の関係者でございます木材の生産者、製材加工業者、木材の流通業者、あるいは工務店などの皆さんに対して、まず流通に関するグループを構築するよう呼びかけを行います。呼びかけ

を行うとともに、構築されたグループから、県産材の供給体制の強化に向けた提案の募集を行います。出された提案につきまして、県が審査を行った上で、提案内容に沿って使用された県産材の量に応じて、1立方当たり9,000円を助成するという手順で実施をまいります。

望月（勝）委員 募集して1立方当たり9,000円という補助をするということでございますが、この募集をかけるには、やはり企業グループだと直にそういうところも連絡すると思うのですが、市町村とかその森林組合とか、そういうところの連携はどうなっているか、お聞きしたいのですが。

鷹野林業振興課長 まず森林組合ですけれども、森林組合の中には木材の生産、あるいは木材の加工に取り組んでいるところがございますので、そういう森林組合に対しては、この事業への参加を呼びかけてまいりたいと思っています。

市町村に対してですけれども、本事業というよりも、市町村については、本年3月に条例制定された中で、公共建築物の木造・木質化というところで、ぜひとも利用を推進していただきたいということで、各市町村に県からお願いや働きかけをしているところでございます。

望月（勝）委員 これは当然県もそうだし、市町村もそうですけれども、そうした公共的な建物、以前からそういうものに県産材をできる限り活用していくということで、身延町の下山にキーテックなんかできましたけど、これは合板会社ということで、それも県産材のカラマツ、それから杉材を使うということで、非常に期待をするわけですが、この強化体制をつくっていく中で、企業グループに対して、また市町村に対して、そうした県産材を活用してもらおう、そういう効果的なものは、県としてはどのような読みをしているのか、お聞きしたいです。

鷹野林業振興課長 まず、グループに対してどのような取り組みをというところから御説明をしますが、具体的には、例えば工務店で使用される建築資材の、いつ必要かという時期や規格、量などの情報を、企業グループ内で共有してもらおうことで、木材生産者や工務店の計画的な生産を可能とするような取り組みや、県内の製材工場で生産可能な製品の規格を、住宅などの設計段階から取り組んでいただくような取り組みをしていただきまして、県産材の安定供給につなげていきたいと考えております。

望月（勝）委員 この事業には、非常に期待するわけですが、山林所有者もこういうものを見ると、非常に意欲が湧いてくるのではないかと思いますし、またこういった森林所有者と同時に、この企業グループ、市町村、そういうところから、またお互いに連携をとりながら、こういう事業ができましたよと、1立方当たり9,000円ぐらいの単価で売れますよということで、こういうもので林業の振興が図れるように期待をするわけですが、ひとつ頑張ってお願いたします。

鷹野林業振興課長 委員のおっしゃるとおり、県内では森林資源が非常に豊かになってきておりますので、それを有効に活用して、付加価値の高い製材品などに供給されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

白壁委員 いいことを始めたなと思ってはいる。例えば構造材、これは全部一律1立米当たり9,000円か。

鷹野林業振興課長 一律で1立方当たり9,000円と考えております。

白壁委員

それだと柱は不利だね。本来から言うと、柱は立米単価が高いわけだから、構造材になれば、経費を引いて今6万円か、そんなもの。それが5万円クラスになると、戦えるかなと。ただこれだけではだめで、その辺の市場で売っているようなところで買うだけでは何の意味もないよね。そうすると、大体これにプレカットがついてくるから、本来でいうとプレカットをするようなところが、山梨県産材でこれを使ってここでプレカットすると、9,000円のほかにこういう補助がありますよと。過去にはいろいろあったよね。

それに今度は合わせていって、ここはZEHの指定になっていますから、県産ZEH、高気密・高断熱、合わせていくと、これが全部使えて、今度は環境負荷にも対応できる山梨型住宅ができますよと。そうなるっていいけど、南部の外へ出ている柱は、いいものですから、これを使ってくださいと、これだけでは売れないよね。

では、ドライビームのかわりに今度は、いい杉の、少し材積が多いけど、こういうものができましたから、これを売ってくださいねと。これだけでも売れないよね。だから、売るにはいいものというのはあるのだけど、その仕組みがないと絶対売れないよ。

一番今回重要なところは、この仕組みの中で誰がリーダーシップをとるのか。そのリーダーシップをとるところによって、画餅に帰すというか、過去にもこういうことやっているんだもん、研究会をつくったり。ただ、そのときには、補助事業という考え方はなかったけど。建物をつくれば、そのうちの何%を県産材で使っていたら、1棟当たり幾らだとかという補助事業を考えたり使ったことがあるけど、今度は材積に対して立米当たり、1立方当たり9,000円の補助を出すというのだから、これは明確になってきたよね。1本使うとそのうちで1立米の柱を使ったら9,000円をくれるわけだからね。明確になったと思う。

でも、これを誰がリーダーシップをとって、どこが主体になって、どういうところの設計事務所だったり、森林組合を使ったり、プレカット業者をやったり、パワービルダーを入れ込んだりというのを誰がやるのか。

鷹野林業振興課長 グループについては、どなたがリーダーシップをとってもいいという形にはしていますが、基本的には、プレカット業者などの木材流通業者が注文を受ける工務店を数社抱えております。製品を実際頼むところですから、木材流通業者を中心に、こういった流通体制の構築が進んでいければと考えております。

白壁委員

プレカット業者というのは、坪当たりどこの会社でも金額が決まっているわけではないよね。例えばプレカットと言ったら、山梨県全体ではポラテックが一番多いよね。ポラテックってあるよね、埼玉のポラテックという会社。ちょっとこれを行くと、富士のマルダイがあるよね。あそこも結構多いよね。そういうところにもお願いをして、山梨県産材で使ってもらおうということかな。それとも、山梨県の中の小規模なプレカット業者で、なおかつそこのところに今までよりも平米単価、坪単価を安くしてもらって、そこに使ってもらって山梨県に供給するつもりでいるということか。

鷹野林業振興課長 要綱の中で、まず製材加工業については、県内事業者が含まれることというのは明記をしたいと考えています。その中で、現在の製材の加工量を踏まえ

ると、流通メーカーは、県外も入れてというよりも、今の県内製材加工の量が順次ふえていくような組み立てから進めていきたいと考えています。

白壁委員

要はせっかく、いい仕組みをつくったから、これを成功させたい。そのためには、県外にプレカットが逃げているから、今、木材もそうで、県内産の木材は乾燥材にしてもあんまりいいものではないし、それで単価も高いし、だから地元の物は余り使えないよね。

だから、これをいかに使ってもらおうかと考えていったときには、もう一度プレカットからこっちへ来てもらわなければならない。ということは、プレカットの単価をそれなりに落としていかなければならない。でも、例えば何とか建材、何とかベニアとか何とか建材が、Z E Hで年間に何十とか持っているとか、何とかグループがZ E Hを持っていると。そういうところと連携をしながら、Z E Hの住宅とあわせながら県産材を持ってくるとか。それで、プレカットも入れる。プレカットだって持っているところがあると思うよ、メーカーの権利を。そういうところをあわせもつというやり方で。これを誰かがリーダーシップをとらなければだめよ。

そうするとリーダーシップをとる人は、建設会社や住宅会社でリーダーシップをとると、そこへ全部持っていかれると、今度は我田引水でみんな離れていってしまうから、全然関係ないような人たちのところがリーダーシップをとっていく。それでいて、知識のある人たち、流通から植えて、育てて、切って、使って、また植えるということまでわかる人たち、そういう人たちのところが、中心になってやっていってもらえれば、これは伸びると思う。

そういうふうにも考えてもらいたい。お役所の発想ではなくて、商売の発想でやってかないと。せっかくいい発想を持っているから、これを今度成功させなければ。もう過去何回もいろんなことで頓挫して、改正して、やめて、また新しいものを生み出して、またやっていっていうことを繰り返しているから、今回ぜひそれが成功するように。もしあれなら僕も中に入っている話をするけど、ぜひ成功してもらいたい。いい捉え方で、いいもので、具体的だからみんなが乗りやすいよ。

山梨県だけでいっぱいになったら、県外からも材料を持ってきてもいいんだけどね。もしくは県外の業者で山梨県に納入しているところがあったら、そこと話ししてもいいんだけどね。柱だけで南部のいいヒノキの柱だ、杉の太いものがあって、そういったものを逆に販売することもできるしね。県内だけで流通もいいけど、そういったものからいったら、県外へ出すときには、9,000円が8掛けですよ、7掛けですよなんていうこともおもしろいかもしれないね。だんだん伐期が来ているのが多くなっているから、やり方をいろいろ考えてもらいたい。ぜひ成功させてもらいたい。林務長、最後に意気込みを。

島田林務長

今回のこの事業ですけれども、余り全国でも例がないというところで山梨県が始めてみました。これは今まで県産材が、公共建築物は若干進んできましたけれども、民間施設、住宅等になかなか入っていかないと。その原因を探ると、やはり委員御指摘のとおり、製材とかプレカットとか、その流れが悪いというところがありましたので、ここを何とか山元から製材、プレカット、そして商社、工務店、ここにつなぐパイプをぜひ太いものにしていきたいと、そういった考えからこの事業を考えてございます。

やはり地域の製材所は本当に少なくなってしまうかもしれませんが、そこを何とかしたいということもあります。ただ、今そういった形態と違うものもありますので、そこでいろいろなグループをつくっていただいて。今誰がリーダー

シップをとるか、非常に貴重な御意見をいただきました。ここは大切なところですので、今の御意見を踏まえまして、この事業を何とか生かしていき、先ほど課長の説明がありましたとおり、20万立方の県産材を33万立方にふやしていく、さらに県内で使われていくと、こういったところを実現させていきたいと思っておりますので、今後とも、また御指導をいただきたいと思っております。何とかこの制度がいいものになりますように、頑張りたいと思っております。

(甲武信ユネスコエコパーク保全活用推進事業費について)

市川副委員長 甲武信ユネスコエコパーク保全活用推進事業費について幾つか伺います。
ユネスコエコパークの目的は、自然と人間社会の共生にあるということですが、甲武信ユネスコエコパークについては、具体的にどのような点がユネスコから評価されたか、伺います。

関みどり自然課長 この登録されました甲武信の地域でございますけれども、奥秩父の主稜を中心とした広大な山脈地域であり、日本を代表します荒川、多摩川、笛吹川、千曲川を含む主要な河川の水源地となっているというところに特徴がございます。

ここの地域でございますけれども、まず1つ目に評価されましたのは、地域の自然環境でございます。この地域は、豊かな地層と岩石の種類がございます、それに基づいて多様な環境があり、多様な動植物が生息しております。

特に蝶類、昆虫の蝶ですが、蝶類の希少種の宝庫となっているということが特徴でございます、これが自然環境面で大きく評価されております。

また、ユネスコからは、水源地としての豊かな生態系を保全し、林産物を初め、天然資源を持続的に活用する努力をしているという経済活動の面も評価をされているところです。

市川副委員長 今回の登録に伴いまして、甲武信ユネスコエコパークの知名度の向上にはどのような施策をもってしているか、お伺いいたします。

関みどり自然課長 甲武信ユネスコエコパークは、国内で10例目となりました。先行する国内9つのユネスコエコパークの多くにおきましては、委員御指摘のとおり、認知度の低さが課題となっております。そこで、国内外にこの甲武信の地域の魅力を広く発信するために、今年度、甲武信ユネスコエコパークの独自のホームページを作成したいと考えております。

あわせまして、国内の10のユネスコエコパークで構成します日本ユネスコエコパークネットワークという組織がございますが、これを通じまして、世界のユネスコエコパークとの連携を深めまして、世界のネットワークの一員として、世界への情報発信や普及啓発活動を行ってまいりたいと思っております。

あと、追加でございますけれども、既に地域の農業生産者からは、農産物の出荷箱などにユネスコエコパークの表示をしたいとの申し出もございまして、こういった地域の生産者や企業と協働いたしまして、甲武信ブランドを活用することにより、甲武信ユネスコエコパークの認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

市川副委員長 南アルプスユネスコエコパークを初め、国内の多くのユネスコエコパークでは、それぞれの協議会の事業に関し、構成する市町村が主体的に活動を行っているとお伺いしております。

今後、甲武信ユネスコエコパークに関する取り組みに当たっては、県が引き

続き中心となるのに加え、幅広い関係者の積極的なかわりが不可欠であると思っております。

そこで、市町村や民間団体とのユネスコエコパーク活動への参画の促進について、どのように考えているか、伺います。

関みどり自然課長 登録後も、ユネスコエコパークとしての活動が継続的に行われることが重要でございます。そのためには、関係する自治体や団体だけでなく、地域住民ですとか民間企業の参画が必要であることは、委員御指摘のとおりかと存じます。

そこで、各地におきまして講演会を開催して、地域の住民の意識の向上を図るとともに、先行しておりますほかのユネスコエコパークを参考といたしまして、例えば各市町村を単位といたしまして、地域における行政や民間による地域組織の立ち上げなどにつきまして、関係団体へ働きかけてまいりたいと思っております。これらの取り組みにより、市町村ごとの活動も活性化させてまいりたいと考えております。

(県産材供給システム強化対策事業費補助金について)

鷹野林業振興課長 先ほど県産材利用促進対策事業費の中で、私のほうで県単事業という御説明をしましたが、国庫事業ではないのですが、ことしの森林環境譲与税を原資としまして、その基金から繰り入れを行って、それを財源としているということで、補足の説明をさせていただきます。申しわけございません。

白壁委員 譲与税でそんな事業系で、ソフトではなくって使える譲与税があったのか。そんなのあったかな。

鷹野林業振興課長 譲与税の使い道の中で、森林の整備に関することも当然あるのですが、森林の利用に関することも項目建てされておりました、今回の流通体制の構築のようなものも使途として認められているところでございます。

白壁委員 森林環境税の幾ばくかのあれを使って、それがメインであると恩特から少し持ってきて、そこへ使って基金のようなものつくっておいて、そういうものを使っているのかと思っていた。ちょっとやり方を考えていくと、もう少しおもしろいやり方が出てくるかもしれないね、僕は譲与税と考えていなかったから。譲与税なんていうものは県はソフト面だけで、実質もっとこれは市町村だという考え方だったから。何かやり方をこうやってくと、これは民有林だって県有林だって同じだからね。何かこうおもしろいものができそうな、今ちょっとしたエッセンスというか、アイデアが出たような気がするのだけど、まあ考えてください。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 令和元年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第107号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

主な質疑

(森林セラピー活動について)

藤本委員 本県では、森林セラピーの基地を認定されているということで、そこで、初めに、癒やし効果とか病気の予防の効果が、科学的に認められた森である森林セラピー基地の本県の状況はどうなっているのか、教えてください。

前島森林環境総務課長 森林セラピー基地につきましては、本県では、平成25年3月に基地認定を受けました武田の杜について、平成26年にオープンしたところでございます。毎年森林セラピー体験プログラムを実施しているところでございます。そのほか、県ではございませんが、県内といたしましては、山梨市の西沢溪谷が平成19年度にセラピー基地として認定をされ、山梨市が中心となって運営をしております。

藤本委員 山梨市で行っているということですが、この森林セラピー基地の役割について、県としてどのように考えているのか、伺います。

前島森林環境総務課長 武田の杜、そして西沢溪谷と県内には2つございますけれども、県が実際に設置をしている武田の杜につきましては、県民のみならず、来県者の方々にも豊かな自然の中で緑を楽しむ、そして森林レクリエーション、森林浴といった保健休養や健康づくりの場を提供する役割を担っていると考えております。現在は、湯村温泉旅館協同組合との連携によりまして、この森林セラピープログラムの中に温泉体験なども取り入れまして、地元と連携して地域活性化につながるよう、取り組んでいるところでございます。

藤本委員 連携をして行っているということですが、ますます国際社会においても、この森林セラピー、森林浴等の活動が広がりを見せていると聞いています。また、この森へ行きたいと思っている人ほど、仕事が忙しくて森へ行くことができないという報告も聞いております。

それで、現在、森林林業木材産業施策の基本方針となる新たなビジョンを策定されていると思うのですが、この森林セラピーについて、盛り込んでいくことが私は必要だと思います。これから保健休養だけでなく、福祉ですとか県民

の福祉の向上、また医療等にも展開していく広がり期待できると思いますので、そこら辺を踏まえまして、県として新たなビジョンに森林セラピーのことを入れていくのか、御所見をお伺いいたします。

前島森林環境総務課長 本県では、平成17年度に森林セラピー推進指針というものを作成いたしました。現在の森林林業のビジョンにも、森林セラピーを盛り込んで取り組んでいるところでございます。委員御指摘のとおりですが、森林セラピーにつきましては、本県の豊かな森林を活用する、そういったこと、あとは健康づくりの促進、こういったことで大変重要なことであると考えております。

現在、新しいビジョンは、外部有識者等で構成いたします森林審議会にて意見を伺いながら策定をしております。今後森林セラピーにつきましては、新たな計画の中に盛り込みまして、さらに充実した取り組みにしてまいりたいと考えております。

主な質疑等 県土整備部関係

※第90号 山梨県手数料条例中改正の件

市川副委員長 手数料の改正に伴います今回の条例改正は、建築物省エネ法の改正に伴い、認定対象が追加されることによる手数料の設定であるが、法の改正の背景について、もう一度伺わせていただきます。

村松建築住宅課長 今回の法律の改正の背景につきましては、エネルギー資源の大半を海外に依存している我が国において、省エネルギー対策を徹底し、限られた資源の有効な利用を図ることが重要な課題であるということと、また、地球温暖化対策に係るパリ協定の目標を確実に達成するためには、住宅建築物の分野、ほかに産業部門と運輸部門というのがございますが、その中で住宅建築分野が、全消費エネルギーの30%を占めているということで、この部分の省エネルギー対策の抜本的な強化が必要であるということが背景にございます。

市川副委員長 それともう一つ、建築省エネ法によるエネルギー消費性能向上計画認定とは、具体的にどのようなものでしょうか。

村松建築住宅課長 この認定制度は、国の定める省エネ性能についての基準に適合している旨の認定を受けた建築物については、省エネ性能向上のための設備スペースを容積率算定から除くという特例が受けられるというものでございます。これは、延べ面積の1割、10分の1というところが上限になっております。これが、これまで建築物1棟ごとの省エネ性能向上についての認定でございましたが、複数の建築物の連携による場合、高効率の省エネ設備が集約設置される建築物について、連携する他の建築物に係る省エネスペースの緩和部分も含めまして、容積率の特例が受けられるという内容で複数棟の認定というものが追加されました。

具体的にいいますと、A・B・Cと3棟のビルディングがあるとしまして、このA棟のところに集約された省エネ設備が設けられたといたしますと、このA棟の容積率の算定の際に、B棟部分、C棟部分で緩和される面積もA棟部分で緩和されるというような制度になってございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第102号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第104号 令和元年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 契約締結の件

質疑

遠藤委員 今、御説明いただきましたけれども、契約金額が10億320万円ということですが、契約後、消費税が上がったり、また昨今の労働者不足などの問題で、以前に比べて若干そういった部分も加味している部分もあるのかなと今思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

久保寺営繕課長 近年の工事価格等につきまして、予定価格等につきましても、資材の関係、労働者の不足等が今全国的な課題ともなっておりますけれども、そういった部分につきまして反映をさせていただきます、年次的にも少しずつではございますが、その予定価格につきましても、上昇しているという状況がございます。

遠藤委員 また、説明の中で、庁舎が今2カ所に分かれていて、安全安心のための署員の効率化の部分と、それから来庁者への対応の部分と、両方対応した建物に対する考え方があるということをおっしゃっていたのですが、その点を具体的に少しお話してください。

久保寺営繕課長 この庁舎でございますけれども、今御指摘がございましたように、治安維持の拠点施設であるということ、それから免許の更新やさまざまな相談事に応えるべく、来庁者も多い施設であるということ、その点からこの施設は計画してございまして、まず1つ目の治安という観点からしますと、地域の安全安心を支える庁舎ということで、来庁者や署員、それから被留置者などもいるわけでございますけれども、そういった部分への動線計画の配慮など、またセキュリティー機能を高めた配置計画としてございます。

2つ目に利用者も非常に多いということで、先ほど申しました免許の更新ですとか、さまざまな相談事が非常に多いというわけですが、こういった点につきまして、1階のエントランス部分には、待合の大きな明るく開放された開かれた待合スペースを設けまして、さらにわかりやすい表示をすることで、来庁者の方へのサービスの向上に配慮して計画をしております。

遠藤委員 わかりました。最後に、工期がこの10月からということで、令和2年12月までということでありまして、すぐに始まるということで、地域の住民の皆さんへの対応とか、あるいはこの辺は非常に交通も複雑だったり、交通量も多かったりするところなので、そういったところの配慮、あるいは住民の

皆さんへの周知を、どうされているのか、お伺いいたします。

久保寺宮繕課長 住民の皆様への周知でございますけれども、工事に着手する前に警察部局とともに、地元説明会を開催する予定としております。説明に当たりましては、工事の内容ですとかスケジュール、それから安全対策につきまして、丁寧に説明をいたしまして、地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら進めていく考えであります。

遠藤委員 今回初めてということではないと思うし、住民説明会は何回かされていると思うのですが、そういった以前の対話の中からはいろいろな課題等があったかと思いますが、そういったことを反映していただいて、工事には影響のないように工期内でおさまるように進めていただきたいと思います。

久保寺宮繕課長 ただいまの御指摘内容も踏まえまして、住民の皆様には丁寧に説明をいたしまして、安全に工事を進めてまいります。

鷹野委員 2つに分散しているところが一緒になるということではありますが、今現在ある分庁舎等については、当然開設されるまでは残るとは思うのですが、その後の方向性とか、何かあるのでしょうか。

久保寺宮繕課長 建てかえ後の2つの敷地につきましては、警察部局のほうで今後葦崎の本庁舎を含めまして、検討していくと聞いております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

主な質疑

(渋滞対策について)

鷹野委員 本会議でも答弁をいただいているのですが、若干少し掘った形でお聞きしたいと思っております。特に今回渋滞箇所ということで、何とかならないかと質問させていただいたところでありますけれども、説明を事前にいただいたり、お話は聞いている中で、山梨県の生活道路交通円滑化委員会というのが開かれているようでありますけれども、その内容等も踏まえて道路管理者とか警察とか、関係部署で検討会を開いているということではありますが、その辺ちょっと御説明いただければと思います。

飯野道路整備課長 これは、平成17年に道路管理者、交通管理者、それから交通分野を専門とする学識経験者などを含めまして、山梨県道路交通円滑化委員会というものを設立いたしまして、山梨県内の渋滞箇所、もしくは危険箇所、こういったものを改善すべく立ち上げて、これまで検討を行ってきたところでございます。

鷹野委員 その中で具体的にナビゲーションシステムを使って渋滞箇所等の洗い出しを

して、私が聞いているところだと245カ所あると聞いているのですけども、これは毎年やっていると聞いているのですけども、その辺をもう少し詳しくお話しいただきたいと思います。

飯野道路整備課長 主要渋滞箇所ということで、本議会でも御答弁させていただいたところですが、これにつきましては、毎年1年を通じまして、車のカーナビゲーションシステムから取得したデータを解析いたしまして、渋滞している箇所というものを抽出いたしまして、これが現在、令和元年度におきましては245カ所ということで特定をしております。

鷹野委員 平成17年から始まって今回245カ所ということでありまして、具体的に何カ所改善されて、何カ所追加になったりと、毎年見直ししているところありますので、その辺の具体的な動きをお願いしたいと思います。

飯野道路整備課長 平成17年度に委員会が立ち上がりまして、その後調査検討いたして、一番最初は平成24年度にまず246カ所ということで特定をいたしました。その後、2カ所解消が図られましたが、また新たに1カ所加わったということで、現在の245カ所になっております。

鷹野委員 今お話が出たように、平成24年に246カ所で、ふえたり減ったりして今現在245カ所ということでありまして、5年経過した中で、なかなか抜本的な対策となりますと、非常に時間もかかったりするところは承知しているところでありまして、具体的にいただいた資料で、山梨県全体のものをいただいているのですけど、地元のものを見ますと全部で7カ所ございまして、対策というところを見ますと、未対策というものが7つのうち5カ所ございまして、中には事業中というものもあつたりして、具体的には改善をいただいているとは思いますが、割合でいうと7件中5件ということで、約7割が未対策ということで、方向性が出てないというところがあるのですが、この辺については、この未対策ということについて、私から本会議で言ったのは、抜本的な対策ではなくて、できるところからやっていただきたいと。要は、線を引き直すとか、時差的な信号を変えるとか、本当にミニ改良的なもので経費をかけなくても、長期間待つだけではなくて、しっかりその辺を少しでも改善できるような。抜本的にすれば方向性は出て、渋滞緩和ということは、当然考えられるところでありまして、その間、20年、30年、もしくはもっと時間がかかるものとする、その間、ずっと不自由を強いられる部分があると思いますので、その辺、未対策というところについて、ぜひ何とか打ち合わせを地元も含めたり、地域も含めたり、その辺の未対策について、ぜひ今現状の中で対応方向を御説明いただければと思いますけども、いかがでしょうか。

飯野道路整備課長 今、委員御指摘の未対策と分類されるものについてでございますが、まず、先ほどの主要渋滞箇所ということで245カ所ございまして、このうち約140カ所近くは何かしらの対策、その抜本的な渋滞解消に向けたものがなされているという状況でございます。実際、対策が完了したものにつきましては、これも当然これまでにございます。先ほど未対策というものが約3割ほど、これはやはり抜本的な対策がなかなか見出せない。抜本的な対策というのは、環状道路の整備とかバイパス整備といったような交通を大きく転換するような、そういう事業でございます。

なかなかその対策が見出せないもの、それからその抜本的な対策としての大

規模な事業が進まない、なかなか解消状態に結びつかないような状況におきましては、やはり短期的、簡易的な対策ということで、現在どういったことをやっていくかということに取り組んでいるところで、具体的には、ことしと来年でございますが、まずその245カ所のうちの著しく渋滞が発生しているうちの19カ所につきまして、この簡易的なマーキング、路面標示の変更、それから信号処理といったようなことに取り組んでいく予定でございます。

鷹野委員 優先的に進めている19カ所等も含めて、多分優先順位をそれぞれ考慮した中で19カ所という形で進めていると思うのですが、そういう中で優先順位は低いにしても、この前、フローを見せていただいたのですが、カーナビを含めての渋滞箇所が幾つか重複しているものと、そのうちの2つを満たしているもの、また1カ所と、それぞれ分類を区分けしてやっていることは承知しているのですが、そのことについて、要は19カ所以外については、逆にいうと、大分先になってしまったりするわけでありますので、そのできるところを何とか改良なり、短期的な考慮等も含めて、何とかならないかということに具体的な方向性をつくっていただきたいと思っているのですが、その辺ちょっと答弁いただきたいと思います。

飯野道路整備課長 この19カ所というものは、ことしと来年度にも対策に着手をしたいと考えているもので、具体的には国道20号、52号、138号、これは国の直轄国道でございます。それから、県道葦崎南アルプス富士川線等々の主要な渋滞箇所、こういったところを優先的に取り組むということで、その後におきまして、引き続き渋滞を解消すべく、具体的な即効性のある短期対策を検討してまいりたいと考えております。

鷹野委員 繰り返しになりますけれども、未対策というところに、ぜひプチ改良なり、短期的な改良という、検討したものをぜひ考慮していただきたい。その残り3割が、すべからく手をつけているという状況になるように、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

飯野道路整備課長 渋滞の抜本的な解消というのは非常に難しい中で、やはり少しでも渋滞が緩和できるような策というのを、今後も引き続き山梨県道路交通円滑化委員会の中で、きちんと検討して進めてまいりたいと考えております。

鷹野委員 本当に渋滞箇所というのは、1カ所抜本的な改革しても、その全てが円滑にぐるぐるっとうまく回りつければいいのですが、工期というものがあって、できたところとできないところがあると、今度はできないところにしわ寄せが行ったりしますので、その辺も踏まえて、最新のカーナビの渋滞箇所等も常に変動はするとは思いますが、その辺も適宜見ていただいて、短期的にできるところ等を、ぜひ積極的に解決していただきたいと思います。

このことは弱者に対しても、歩行者の安全についても全てにかかわってくることで、私は思っておりますので、ぜひその辺、私どもの地域ばかりではなくて、山梨県全体で同じことがいえると思いますので、ぜひその辺を、全県的な取り組みの中で、なおかつ地域特性も見ながら進めていただきたい。よろしくお願ひします。

飯野道路整備課長 この検証といいますか、調査は毎年度更新されるものでございます。ですので、対策をしたところ、またその検証ということで、カーナビ等のデータを

分析しまして、その結果をフィードバックしながら、この渋滞対策を進めていきたいと考えております。

(富士山登山道の落石事故について)

白壁委員

つい先日、富士・東部議員連盟で富士山の落石事故の現場の調査に行きました。2回の事故があって、1度目はロシアの方が亡くなられたということで、まさに人身事故であったということでもあります。もう一度は、上から石が落ちてきたらと想定される中で、その石が山小屋を突き抜けていったということですが、1回目の死亡事故が起きたところ、まずそこからお聞きしたいのですが、原因が定かではないとメディア、ニュースなんかで言われています。県としては、どういったことが原因であったかとか、そういったものは研究調査されているのでしょうか。

山本道路管理課長 8月26日に発生しました死亡落石事故の原因という御質問かと思えます。

実は、まだ警察による調査も済んでいないという状況の中で、発生原因は確実なことは申し上げられませんが、山頂近くの登山道から外れた場所から発生した落石が転がり落ちて、下で山頂を目指していた女性に当たって死亡したものと考えております。

白壁委員

登山道から外れたところから石が落ちた。ちょっと意味がわからないのですが、確かそれは前年のときの災害で山頂付近が崩落をしたと。その間、仮設的なのか本設的なのかわかりませんが、7月1日に合わせて登山道の開設をした。これを施工したのは、静岡県と山梨県であった。施工したといっても、仮設的に、その登山道にある石をあるひと所に置いて、崩れないようにしたと。私も見ていないからよくわからないのですが、そういったような新聞報道があったような気がしたのですが、具体的にその部分に持っていった石というのは、登山道から外れたところに置いたので、その石が崩れたということでしょうか。

山本道路管理課長 昨年の台風で山頂付近の石積みが崩れ、それがちょうど山頂部、鳥居の直前の登山道を覆っておりました。そもそもその石積みは神社所有のものでございましたので、静岡県と本県、それと神社、双方が合同で話し合いをした結果、あくまでも登山道の安全を確保するという目的で、仮設的に静岡県と合同で現地の不安定な土砂を一部どかすとともに、再び崩落しないよう、強くネットで覆った工事で登山道を開通したものでございます。その動かし岩が落石の原因になったということではないと認識しております。

白壁委員

そこが重要な問題だと思うのですが、要は施工して石を横に置いて、移設して、万が一その石が落ちてきたとなると、これは施工者の原因ということになるわけですね。それはないと。

その後、警察なんかの話で、自己申告で私が落とした可能性が高いという人が出てきましたけど、どういうことでそうなったのか。だから、最終的にはわからないのか、今調査をしているということですが、こういったものというのは、悪事千里を走るで、ことしはやっぱり天候だけではなくて、こういったところの影響もあって、富士山の登山客が少なかったのかなと。

もともと私の持論でありまして、富士山はマイカー規制をするたびに、富士山に登るお客さんが減ってきている。それと並行しながら、富士山の知名度が上がって行って、本来であればさらに落ちるところが、何とか維持できていた。

これがまた期間が延びましたよといったところで、またどんと下がる。

今回、こういった事故が起きたことによって、風評被害が一番心配なところであって、これはここで断定とかどうするかということにはできないわけですけど、これで終わったのかなと思ったら、実に第2弾が発生してしまった。

この第2弾は、先ほど言ったように、落石が山小屋を通り抜けた。そこにたまたまその山小屋に寝泊まりしている、もしくは休憩をとっている方々がおられなかったのが、大規模な人的な災害はなかったということですけど、この原因についての調査はされているのでしょうか。

山本道路管理課長 9月9日の落石事故、3軒の山小屋に落石が当たった事故のことかと思えます。

これもまだ調査中ですが、登山道の西側の山頂付近から発生した落石が吉田大沢沿いに転がり落ちて、何らかの形で跳躍して山小屋に当たったものと推測しております。

白壁委員

富士山の吉田大沢というところは、昔大規模な人災がありまして、我々も子供のころは、富士山の途中の8合目ぐらいから入って行って15分もあれば6合目に駆け下っていくことができるような、砂がたまっていたこの沢ですが、そのところに大きな石が小さな石を巻き込んで、また大きな石を巻き込んで、数十名レベルでの死者が出たという。多分その沢だと思うのですが、ちょうどあの上を見ますと、溶岩ドームみたいに石がぶら下がっているところがある。富士山というのは、何回もの噴火を経て直近では1707年もあったのですが、あの形ができたというのは、西暦864年から5年にかけての噴火で、ちょうどそのころの石がまだぶら下がっている。ああいった石が吉田大沢に落ちてきて、何かの石にぶつかったという意味合いでしょうか。

山本道路管理課長 このことに関しましては、富士山科学研究所とも情報交換、それから資料収集をさせていただいております、その資料などの推測によりますと、委員がおっしゃる山頂部の大きく切り立った岩の一部が剥がれ落ちて、吉田大沢沿いを下ったものと想定しております。これまでに、同様にその吉田大沢では、落石は過去にも履歴がございまして、これから登山道を守るために、8合目から6合目の間に導流堤などを整備してまいりました。その少し西側を下った落石が、現在の調査では、基礎となる石のような大きな岩にぶつかって、はね上がったものが山小屋に直撃したと、このように推測しているところでございます。

白壁委員

富士山というのは、スコリアの中に転石で大きな石が、大きいといっても直径何十メートルもあるような大きい石、それから小さな浮き石、いろいろあるものですから、それに火山灰が降って1年たって雪解けだとか台風が来ると、それが少しあらわれてきて、小さな石があらわれてくると、これは常に落ちている。だから、あの沢というのはいつも石が落ちている。それが大きな災害にも、人災にもつながったということですけど、たまたま今回は、上のほうから大きな石が落ちてきたらうと今言われているのですけれど、それも定かではないですよ。大体そこだろうとは言う。言っているけどよくわからない。

わかっていることというのは、その石が大きな石にぶつかって、そのぶつかった石が割れているので、新しく割れているように見えるから、多分そこにぶつかった石がジャンプ台になって、また大きな石が割れながら幾つかの方向に飛び散ったという捉え方でいいのでしょうか。

山本道路管理課長 我々も委員のおっしゃるとおりの推測をしているところでございます。

白壁委員

ということは、だんだんその対策が打てるということができてくると思う。私も子供のころ、何回か登っているのですけれど、石の塊が何カ所かあるんだよね。そこの石ばかりではないと思うのだけど、例えば1つは、石の上は危険だよ、いつも石がどんどん落ちているから、鳴沢のというか、富士宮の大沢崩れと同じようなものだよ。変な話をするけど、昔はあれは渡れたからね。でも、今とても渡れるような状況ではない、どんどん落ちているから。これからさらにあそこの吉田の大沢もふえる可能性がある。

見てくると、四、五カ所あるのだけれど、石が出ているところが。そのうちの1カ所にぶつかった。もしかすると次のときには、ほかのところにもぶつかる可能性がある。こういったときの対処はどうするのでしょうか。この間ぶつかったところだけ、取ろうと思えば取れるのだけど、ほかのところへぶつかったりしたときはどうするのだろうと考えると、富士山は危険な山だから、ちゃんと危険な山ということを認知させるためにも、レクチャーをしながらヘルメットをかぶってもらって、完全な格好で登ってもらいたいという教育も1つだと思うけど、原因があるのだったら、そういったものを何とかしなければならないのだけど、どういうふうにしていく予定かね。

それと、7月1日は我々の山開きです。そこであいていないとなると、またことしは登山客が激減してくる。この2つをお聞きしたい。

山本道路管理課長 落石のメカニズムや、また再度の落石防止の立場から、現在調査検討、落石の運動のメカニズムの解析などを進めております。

対策としては、委員が御指示いただきました落石、転石、いわゆるジャンプ台になる可能性のある石の除去や、抜本的に導流堤などの増設など、そういったさまざまな方法を含めて、現在検討をしております。できるだけ早く検討というか、新たな工法や応急的な対策の工法を決めてまいりたいと考えております。

また、来年の夏山シーズンにという御指摘でございますが、もし導流堤などの大規模な工事が必要ということになりましたら、少なくとも複数年の工期が必要となりますが、応急的な転石の除去などにつきましては、できるだけ7月1日の開山に間に合うよう、対処していきたいと考えております。

白壁委員

そうだよ。9合目あたりに大きな導流堤がある。9合目のもうちょっと上かな。それを方向的にいうと登山道に対して右側のほうへずっと延ばして行って、あれをあと少し延ばすことによって、もしかするとそこでとめられる可能性もある。ただ、来年の春先には、まだ新たなジャンプ台となる石が出てくるかもしれない。本来から言うともっとやりたい、これもやりたい。でも、最終的には、発生原因の岩を何とかするというのも視野に入れたほうがいいと思うけど、これは大規模過ぎてだめなのかな。あの石を何とかすることをやっぱり考えて、そういう方法も研究してほしい。いかがでしょう。

山本道路管理課長 発生源そのものの対策をという御指摘でございますが、当然我々登山道を守る立場がございまして、例えば平場の道路で斜面が危ないということであれば、吹きつけをやるかアンカーでとめるとか、そういった工法を採用することがございますが、世界遺産富士山本体の工事、それも山頂部ということで、なかなか難しい選択になるのではないかと考えております。

大沢崩れでも同様に切り立ったような直壁があると思いますが、そういったところでやはり同じような工法は行われておらず、どちらかという中途でいわゆる食いとめるといふ工法を採用していると承知しております。これから、さまざまな工法を排除せず、いろいろな方向から検討していきたいと考えております。

白壁委員

富士宮の大沢崩れは、フーバーダムを越えるようなコンクリートを使っているという話だからね。あれだけの距離があってでかいものだから、あれはとめるといふのは、なかなか難しいかもしれない。だけど、何かの方法では研究を。最近執行部の答弁は検討と言わないで研究が多いので、ワンランク下がっているのか、土木はそういうことは言わないけど、ほかのところはみんな検討をしてみますといふのを、最近研究になっているからね。あれ聞いていると、やらないよといふような意味合いに聞こえるのだけれど、ぜひ大変なことはわかっています。研究していただきたい。

あと、そのときに例えば工事を導流堤で1年かけてやりますとか、危険な箇所だから大変だけれど、そのときにいわゆるブル道という道路台帳上にない下山道といわれているところ、ああいうところを使うなんていうのも出てくるといふ。でも、何であれは道路台帳に載せないのだろうね。もう少し考えたほうがいいと思うね。あれは、土木は金もないからといふて、あれは観光部に持たせておけば、自分たちでやるからではなくて、一朝有事といふか、一旦緩急に備えるためにも、本当は下山道も危ないのだけれどね、あれこそ浮き石の巣だから。でもあそこをみんな縦列で下っているよね。何かあったときは大変だけれど、ああいったものもうまく活用するよな、富士山全体を捉えるといふやり方を考えていってほしいね。

これで県土整備部長が「はい、わかりました」といふわけにはいかないことだけれど、そうしないと観光部だけでも持っているブル道なんていうのは管理できなくなって、そうすると今度はブルが通れないか。荷揚げができなくなる。やり方はいろいろあると思うけど、何か考えてほしいね。

いずれにしても、起きてしまったことは不可抗力的に本当に痛ましい事故だから、そんなことを言っただけではだめでしょうけれど、これから二度と起きないよな方法を、しっかりとっていただきたいといふことで、最後部長の決意をよろしく願います。

丹澤県土整備部長 白壁委員の本日の富士山登山道の全般的にわたり、広い視野で私ども御指摘いただきました。今月、富士・東部の議員連盟の皆様にも現地を見ていただいたといふことは承知してございます。その中で、今、道路管理課長が答弁したとおり、私どもの手に負えない範囲という部分にも、ちょっと行っているのかなといふ感じはいたしますが、当然登山者の安全が最優先といふことでございます。白壁委員の御指摘のとおり、ブル道の扱いの問題もございまいしょうが、まずは登山道を正常な形で運営していくといふことが、私どもの使命だと思っております。

ことし7月1日ですか、山開きに登山道が一部間に合わなかったといふこと、昨年の神社の石積みが崩れた事故でございまして、これについても、初動で秋口に手が打てれば、もう少しスムーズな開通ができたのかなといふ反省もありますので、本年度はこれで夏山シーズンが終わったわけでございます。来年7月1日に向けて、どのようなことができるのか、また、9合目上のあそこの登山道は、しっかりした形で必ず開放したいと考えています。ただ、神社側の敷地は神社側の施工業者がやるものがございますので、しっかり協議して進めてい

きたいと思っております。

引き続き、ことし2件、近年にない事故が起きたわけがございますので、この教訓は私ども道路管理者としてしっかり捉えまして、先ほど申し上げたとおり、登山者の安全第一ということで運営していきたいと思えます。また、富士・東部議員連盟の皆様には、またいろいろ地元からの御意見もお聞きしながら、部として最善を尽くしてまいりたいと思えます。

(自転車活用推進計画について)

望月（勝）委員 私も代表質問でもさせていただいたのですが、自転車の活用推進計画、これは県においても、観光客の誘客というか、自転車愛好者の状況において、最近の国道、県道、特に県道を走る自転車の状況が、非常に自転車の性能がよくなっているということで、特にあの峡南地域の中部横断道ができると、県道あたりを走る自転車が相当多くなってきて、私も毎日走ってみて、事故が起こらなければいいなということで、自転車事故による死亡事故とか、いろいろそうした自転車の事故、またそうした補償問題が大きくなっている。これに対して県道に対する自転車のレーンといいますか、走る状況について、今、県ではどのように考えているか、お伺いいたします。

飯野道路整備課長 県管理道路を走る自転車の走行の安全という御質問だと思います。

本会議でも御質問いただきました山梨県自転車活用推進計画の中では、自転車が安全に走れる走行空間の整備ということで取り組んでいきたいと考えているところがございますが、具体的には今後新たに整備する道路についてでございますが、道路の路肩部分を拡幅できるようなところには、これに取り組んでいけるように、道路の構造自体について条例で定めまして、安全に走れる幅員というものを確保できるよう努めていく所存でございます。

望月（勝）委員 こうした推進計画は、全国的に見て、山梨県の位置づけとございますか、全国の県の状況を見て、どの程度の位置づけになっているのか、お伺いします。

飯野道路整備課長 このたびの計画は、国の自転車活用推進法を受けて、一昨年来、それぞれの県で独自の自転車活用推進計画を定めていると聞いております。山梨県におきましても、この9月にこの推進活用計画を定めたところでありまして、全国的には真ん中よりちょっと遅いぐらいでございます。

望月（勝）委員 全国的には山梨県としては、中ちょっとぐらいという答弁でありましたが、この山梨県の中の市町村を見た場合に、市町村は当然県道が通る状況も多いのですが、そういう中で、県は市町村のこういった計画の策定をどのように指導するのか、また現在の状況を把握しているのか、お伺いします。

飯野道路整備課長 県内市町村におきましては、推進計画の策定はまだされておられません。県では、県全体の推進計画を定めて、今後具体的に、どういう箇所自転車の走行環境を整備するとか、他県などから自転車で訪れる人たちを受け入れる環境整備とか、そういったところに取り組みつつ、何といたっても自転車で走るモデルルートを考えなければいけませんので、各地域のモデルルートを、今後定めていく中で、市町村と一緒にそういったところに取り組んでいくと。あわせて市町村にも自転車の推進計画をきちんとつくってもらえるように、県としても支援をしていきたいと考えております。

望月（勝）委員 自転車はこれからまた相当ふえてくると思うのですが、そういったときに、事故ができるだけ県内で少なく、そうした愛好者の皆さんが、山梨県で事故を起こして亡くなったとか、また大事故の中で補償問題が出たりしているいろいろな裁判問題が出たりすると、これは全国的にもいえると思うのですが、そこら辺は山梨県としては、今後どのように考えているのか、また維持管理をしていくのか、丹澤部長、お願いします。

丹澤県土整備部長 本会議でもいろいろ御質問いただいたところでございます。今回の本会議において、リニア交通局のほうから自転車の保険の問題の質疑があったと思っております。私どもの推進計画でも、安全安心という部門はしっかり捉えてございまして、その保険加入の義務化ということも目指すこととしております。先ほど来、道路整備課長が申し上げておられ、推進計画をつくりましたが、今からが実践でございます。どういうふうはこの計画を使いこなすかというのが、今後の山梨県の自転車施策というか、サイクル王国山梨を目指すというところで、実践体制が一番大事だと思っております。

今後は、各地域に部会等を設けまして、いろいろなモデルルートをつくったりとか、いろいろな仕組みをつくらせていただきたいと思いますと思っております。市町村との連携も大切でしょうし、交通管理者とも情報交換をしていかなければいけない部分もあると思います。まさに今スタートを切ったところでございますので、今後は、また先生方の御指導をいただきながら、しっかり実践体制を整えてまいりたいと思っております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月28日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
 - ・ 閉会中の継続審査にかかる8月28日から30日に実施した県外調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 宮本 秀憲